

# 運行管理者講習費用助成金交付要綱

(公社) 秋田県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、秋田県トラック協会（以下「秋ト協」という）が、交通事故防止並びに安全運行の観点から、運行管理者の一般講習の受講費用について、その経費の一部を助成し適正な事業運営に寄与することを目的とする。

## (助成対象)

### 第2条

1. 助成の対象として、会員事業所で雇用されている運行管理者で、法律の規定により講習受講の義務のある者。
2. 補助者、代務者等は対象としない。

## (助成期間)

第3条 実施期間は、平成29年4月1日から平成30年2月末日までとする。

## (助成金額)

第4条 会員事業者が、第2条の対象者を受講させた場合に次の通り助成する。  
運行管理者一般講習 1,500円

## (助成金の交付請求)

### 第5条

1. 助成を受けようとする場合は、受講終了後に「運行管理者講習費用助成金交付申請書兼内訳表（実績報告書・助成金請求書）」に所要事項を記入のうえ秋ト協へ提出する。
2. 前項の定める請求書には、領収書の写し及び受講を証明できるもの選任届の写しを添付しなければならない。受講を証明できるものとして、講習手帳の写し(氏名と講習の部分)等をつける。

## (助成金の交付)

第6条 秋ト協は、助成金の交付請求があった場合に、その内容を審査し適正と認めときは助成金を交付する。

《附則》

1. この要綱は平成23年4月1日から実施する。
2. 平成24年5月23日改正、同年4月1日から実施する。
3. 平成25年5月29日改正、同年4月1日から実施する。
4. 平成26年5月22日改正、同年4月1日から実施する。
5. 平成27年5月25日改正、同年4月1日から実施する。
6. 平成28年5月25日改正、同年4月1日から実施する。
7. 平成29年3月21日改定、同年4月1日から実施する。